

船舶事故調査報告書

平成24年3月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年1月29日 09時30分ごろ
発生場所	石川県珠洲市鵜飼漁港南東方沖 鵜飼港東防波堤灯台から真方位120° 1.6海里付近 (概位 北緯37° 23.0′ 東経137° 16.7′)
事故調査の経過	平成23年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第5越後丸、4.6トン IK3-14672（漁船登録番号）、個人所有 9.92m (Lr) × 2.93m × 1.06m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和58年7月5日 B 漁船 宝立丸、1.6トン IK3-20352（漁船登録番号）、個人所有 7.20m (Lr) × 2.00m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、56kW（漁船法馬力数）、昭和56年5月25日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年8月25日 免許証交付日 平成18年12月4日 (平成24年6月5日まで有効) B 船長B 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年3月31日 免許証交付日 平成18年4月19日 (平成24年3月30日まで有効)
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 左舷船首外板に破口 B 左舷船首部損傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、鵜飼漁港南東方沖において、2回目の刺し網漁を終えて次の刺し網場所に向かった。 船長Aは、2回目の刺し網漁の作業中にB船を認めたものの、時間が経過していたこともあり、B船の存在を失念していた。 A船は、約12ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で船首方

	<p>に死角が生じた状態で自動操舵により北進中、平成23年1月29日09時30分ごろA船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、鵜飼漁港南東方沖において、機関を中立状態とし、船首を南方に向け、船長Bが、右舷船首部にある揚網機でたこ籠の揚収作業中、船首方に接近してくるA船を視認した。</p> <p>船長Bは、A船に対して大声で叫んだが、更に接近してくるので危険を感じ、船尾にある操舵室の手すりにつかまった直後、両船は衝突した。</p> <p>両船は、自力航行により鵜飼漁港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雪、風向 北北東、風力 1、気温 -0.1℃</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	<p>A船は、10kn以上の速力で航行すると船首が浮上し、船首方に死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、操舵室を閉め切った状態で航行しており、船長Bの声は聞こえなかった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、鵜飼漁港南東方沖を北進中、船長Aが、操業中にB船を認めていたものの、時間が経過してB船の存在を失念し、船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で操業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鵜飼漁港南東方沖において、たこ籠の揚収作業中、船長Bが、船首方から接近してくるA船に気付き、A船に対して大声で叫んで注意喚起したが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、鵜飼漁港南東方沖において、A船が北進中、B船が漂泊してたこ籠の揚収作業中、船長Aが、船首方の死角を補う適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かず航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方に死角が生じる場合には、針路や見張り場所を変えるなどの死角の解消を図ることに留意すること。 	